

(独)労働者健康福祉機構

組織・業務全般の見直し当初案

現中期目標期間における業務の効率化等の取組状況

1 事務・事業の廃止

- ・ 海外勤務健康管理センター (平成21年度廃止)
- ・ 労災リハビリテーション工学センター (平成21年度廃止)
- ・ 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業 (平成22年度廃止)
- ・ 自発的健康診断受診支援助成金事業 (平成22年度廃止)
- ・ 労災リハビリテーション作業所の順次廃止 (平成27年度中に全作業所廃止予定)

※ 6 作業所 (平成21年度) → 3 作業所 (平成24年度末)

2 事業運営の効率化

- ・ 産業保健推進センターの集約化 (平成22年度末～24年度末)
※ 3 2センターを統廃合し、業務の縮減、管理部門の集約化・効率化を実施
- ・ 本部の効率化による人件費等の削減 (平成21年4月1日：117人→平成24年度末：111人)
- ・ 国立病院機構との共同購入 (医薬品、医療機器) (平成24年度より実施)

※ 経費の削減、事務手続きの効率化を実施

3 経営改善

- ・ 上位施設基準の取得、医療連携及び救急体制の強化による患者確保
- ・ 給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大
→平成22年度に単年度黒字へ転換。

I 事務・事業の見直し

1 労働者健康福祉機構の政策的機能の充実・強化

「すべての労働者が安心して働ける社会の実現」のため、①事業場における疾病予防を含めた労働者の健康確保への支援（産業保健・予防医療）、②疾病への適切な治療の提供（労災医療）、③円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援（職場復帰支援・両立支援）の各分野において、適切なサービスが提供可能な体制を構築し、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・職場復帰を一貫して実施する。

併せて、労災病院においては、各病院の特性を活かしつつ、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な医療サービスを提供することにより、地域医療に貢献していく。

2 産業保健三事業一元化による産業保健支援の充実・強化

産業保健三事業（産業保健推進センター事業、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業）を一元化することにより、三事業を有機的に連動させ、事業場の産業保健活動への支援を効率的・効果的に行う。

3 両立支援・職場復帰支援／労働者の健康支援に係る研究の取組

産業保健支援の枠組みと相まって医療を提供する労災病院グループの特徴を活かし、がんや脳卒中等の患者に対して、労災疾病研究で得た知見を活用して、職場復帰や治療と就労の両立支援に向けた取組を行う。

また、就労年齢の延長に伴い、基礎疾患を有する労働者が増加するなかで、作業と関連した疾患増悪リスク、就労を視野においた支援や治療方針の選択等について、事業場と病院でデータを収集し、解析する。

4 労災疾病等に係る研究開発の推進

現在の13分野研究について見直しを行うとともに、研究支援体制の整備（研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等）、病職歴データベースの整備・活用等により、研究開発の推進を図る。

5 優秀な人材の確保、育成

質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、優秀な人材（特に医師）の確保、定着、育成について充実・強化を図る（大学への働きかけ、公募医師の活用、医療機器等の整備、研究体制の整備、看護師の養成、労務・福利の整備等）。

6 燕労災病院（新潟県燕市）の再編

「県央基幹病院基本構想策定委員会」（「救命救急センター及び併設病院等のあり方検討会議及び第11回知事・市町村長・医療合同会議」の結論を受け設置）における検討状況を踏まえつつ、燕労災病院の再編について検討を行う。

「救命救急センター及び併設病院等のあり方検討会議及び第11回知事・市町村長・医療合同会議」（平成25年2月4日）における結論

- 救命救急センターを併設した県央基幹病院の整備に向け、燕労災病院と厚生連三条総合病院を統合再編すること
- 県央基幹病院の整備・運営形態は、「公設民営」とすること

7 労災リハビリテーション作業所の完全廃止

在所者の退所先の確保を図りつつ、施設（平成24年度末：3施設）の廃止に取り組み、平成27年度末までに全施設を廃止する。

Ⅱ 業務運営の効率化・財務内容の改善についての見直し

1 厚生年金基金の見直し等

繰越欠損金の解消を図るため、厚生年金基金制度の見直しに関する法改正を踏まえ、国への代行返上及び新たな企業年金制度への移行を速やかに実現するとともに、更なる収入確保・支出削減対策に取り組む。

2 本部事務所の移転

本部事務所の移転を図り、経費の削減を行う。

3 個別病院単位での財務関係書類の作成

個別病院毎の財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位で財務関係書類を作成し、ガバナンス機能の向上を図る。

4 国立病院機構との連携の推進

両法人間の連携（医薬品や医療機器等の共同購入、治験の共同実施等）をより推進し、業務運営の効率化・財務内容の改善を図る。